

# 長岡市国民健康保険 医療機関等の窓口で支払う一部負担金を減免します

## 【対象となる世帯】

次のいずれかに該当した場合の世帯

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡する、障害者となる又は、資産に重大な損害を受けたとき。
- ② 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- ③ 事業又は業務の休廃止、失業（非自発的失業<sup>※</sup>、勤務先の倒産・休業、傷病等による）等により、収入が30%以上減少したとき。
- ④ その他上記に類する事由があったとき。

※③の非自発的失業の方は、雇用保険受給資格者証の「12. 離職理由」のコードが下記のコードの方です。

	対象となる理由コード
特定受給資格者	「11」「12」「21」「22」「31」「32」
特定理由離職者	「23」「33」「34」

## 【減免の基準】

	資産への重大な損害	収入減少
免除	①居住する家屋等の価格の50%以上に相当する損害を受けたとき。（保険金等により補填される額を控除した額） ②前年中の世帯の合計額が1千万円以下	①入院療養を受ける被保険者の属する世帯 ②世帯主及び被保険者の収入の合計額が生活保護基準の115.5% <sup>※1</sup> 以下 ③世帯主及び被保険者の預貯金の額の合計額が生活保護基準額の115.5% <sup>※1</sup> の3か月分以下。
減額	①居住する家屋等の価格の30%以上50%未満に相当する損害を受けたとき。（保険金等により補填される額を控除した額） ②前年中の世帯の合計額が1千万円以下	①世帯主及び被保険者の収入の合計額 <sup>※2</sup> が生活保護基準の126% <sup>※1</sup> 以下（失業保険等は「収入の合計額」に含む。）

※1 収入減少に係る基準の割合は、令和2年9月30日までの間においては、移行期間となっており上記表と割合が異なります。詳細はお問い合わせください。

※2 失業保険等は「収入の合計額」に含みます。

## 【減免期間】

減免決定の月を含めて1月単位で3か月まで。

ただし、必要と認められるときは、3か月を超えて延長が可能です。

**【申請書類】**

- (1) 国民健康保険一部負担金減免申請書（第1号様式）
- (2) 収入等申告書（第2号様式）
- (3) 雇用保険受給資格者証明又はその写し（※収入減少の場合）
- (4) 火災証明書（※資産に重大な損害を受けた場合）
- (5) その他必要と認めるもの